

令和 7 年度 県住管 第 14 号

紀の川市貴志川町長山外 地内

県 営 住 宅 樹 木 剪 定 除 草 工 事

設 計 図 書

工 事 期 間	9 0 日	自	令和	年	月	日
		至	令和	年	月	日

請負代金額

受注者氏名

監督員氏名 石橋英喜

現 場 説 明 書

和歌山県住宅供給公社

I 工事概要

- 1 本工事は、下記団地の樹木剪定及び除草等を行うものである。
- 2 受注者は、工事に先立ち団地自治会並びに協力入居者に対して工事の工程等を十分説明のうえ工事着手するものとする。
- 3 日曜、祝日は施工しないこと。
- 4 工事施工は、職業能力開発促進法による造園の技能士を有する者、又は同等以上の能力と実績を有する者に施工させること。

II 一般事項

- 1 工事施工上必要とする関係官公庁その他に対する諸手続は、受注者において適切に処理すること。
- 2 工事施工に伴い入居者及び近隣から苦情や被害の訴えがあった場合は、適切に対応するとともに、その旨、公社に報告すること。
- 3 団地における工事であるため、工事車両出入りについては、入居者の歩行及び通行に注意するものとする。
- 4 団地内では喫煙マナーを徹底すること。
- 5 設計図書の数量は、参考であり各社にて積算すること。

記

団地名	所在地
西脇グリーン団地	和歌山市西庄 1 5 5
延時団地	和歌山市延時 1 3 0
東松江団地	和歌山市東松江 4 丁目 6 - 2 8
栄谷団地	和歌山市栄谷 6 0 ほか
楠見団地	和歌山市大谷 4 6 - 3
城北団地	和歌山市八番丁 8
和歌山東団地	和歌山市太田 1 0 3 - 1
宮前駅前団地	和歌山市北中島 1 丁目 4 - 4
三葛団地	和歌山市三葛 4 8 4 - 1
ニューかわなが団地	和歌山市島 5 1 - 2 ほか
千旦団地	和歌山市井ノ口 5 6 2 ほか
千旦第二団地	和歌山市祢宜 1 3 7 8 - 1
長山団地	紀の川市貴志川町長山 2 7 7 - 2 ほか
海南駅前団地	海南市日方 1 5 0 0 - 6
海南あっそ団地	海南市且来 4 0 9 - 5
小畑団地	海草郡紀美野町小畑 5 7 0 - 1
野上団地	海草郡紀美野町小畑 8 3 4 - 5 6
湯浅団地	有田郡湯浅町別所 5 9
和田団地	広川町和田 2 - 2
港団地	有田市港町 7 9 3 - 1 0
吉原団地	有田郡有田川町吉原 3 4 3 - 1
野団地	橋本市野 1 2 4 - 7
みゆきつじ団地	橋本市御幸辻 4 1 - 3

令和 7 年度 県住管 第 14 号

自 令和 年 月 日
工事期間 至 令和 年 月 日

工事日数 90 日

県 営 住 宅 樹 木 剪 定 除 草 工 事 設 計 書

但し 紀の川市貴志川町長山 外 地内

	名 称	材 種 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	直接工事費						
1	西脇グリーン団地		1	式			
2	延時団地		1	式			
3	東松江団地		1	式			
4	栄谷団地		1	式			
5	楠見団地		1	式			
6	城北団地		1	式			
7	和歌山東団地		1	式			
8	宮前駅前団地		1	式			
9	三葛団地		1	式			
10	ニューかわなが団地		1	式			
11	千旦団地		1	式			
12	千旦第二団地		1	式			
13	長山団地		1	式			
14	海南駅前団地		1	式			
15	海南あっそ団地		1	式			

和歌山県住宅供給公社

	名 称	材 種 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
16	小畑団地		1	式			
17	野上団地		1	式			
18	湯浅団地		1	式			
19	和田団地		1	式			
20	港団地		1	式			
21	吉原団地		1	式			
22	野団地		1	式			
23	みゆきつじ団地		1	式			
24	運搬・処分費		1	式			

和歌山県住宅供給公社

	名 称	材 種 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	直接工事費計						
	共通仮設費		1	式			
	共通仮設費計		1	式			
	純工事費						
	現場管理費		1	式			
	工事原価						
	一般管理費		1	式			
	工事価格						
	消費税相当額		1	式			
	工事費						

	名 称	材 種 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
1	西脇グリーン団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30cm未満	54	本			
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	81	本			
	樹木剪定	幹周60～90cm未満	14	本			
	樹木伐採	幹周25～40cm未満	24	本			
	二脚鳥居 撤去		35	本			
	除草						
	除草 (浄化槽施設敷地)	積込、積卸含む	298	m ²			
2	延時団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30cm未満	1	本			
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	13	本			
	樹木剪定	幹周90～120cm未満	1	本			
	樹木伐採	幹周25～40cm未満	1	本			
	除草						

和歌山県住宅供給公社

	名 称	材 種 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	除草（給水施設敷地）	積込、積卸含む	141	m ²			
	除草（浄化槽施設敷地）	人力除草 積込、積卸含む	136	m ²			
3	東松江団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	1	本			
	樹木剪定	幹周60～90cm未満	3	本			
	樹木剪定	幹周90～120cm未満	8	本			
	寄植剪定		69	m ²			
4	栄谷団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	10	本			
	樹木剪定	幹周60～90cm未満	16	本			
	樹木剪定	幹周90～120cm未満	2	本			
	樹木伐採	幹周15～25cm未満	2	本			
	樹木伐採	幹周25～40cm未満	2	本			
	樹木伐採	幹周40～60cm未満	2	本			

和歌山県住宅供給公社

	名 称	材 種 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	除草						
	除草（浄化槽施設敷地）	積込、積卸含む	302	m ²			
	除草（給水施設敷地）	積込、積卸含む	32	m ²			
5	楠見団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30cm未満	5	本			
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	29	本			
	樹木剪定	幹周60～90cm未満	18	本			
	樹木剪定	幹周90～120cm未満	4	本			
	樹木伐採	幹周25～40cm未満	4	本			
	樹木伐採	幹周40～60cm未満	1	本			
	寄植剪定		422	m ²			
	二脚鳥居 撤去		1	本			
	除草						
	除草（給水施設敷地）	積込、積卸含む	64	m ²			
	除草（浄化槽施設敷地）	積込、積卸含む	182	m ²			

和歌山県住宅供給公社

	名 称	材 種 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	除草	積込、積卸含む	53	m ²			
6	城北団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30cm未満	2	本			
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	5	本			
	樹木剪定	幹周60～90cm未満	2	本			
	樹木剪定	幹周90～120cm未満	1	本			
7	和歌山東団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30cm未満	1	本			
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	4	本			
	樹木剪定	幹周60～90cm未満	11	本			
	樹木剪定	幹周90～120cm未満	2	本			
	樹木伐採	幹周30cm未満	3	本			
8	宮前駅前団地						
	樹木剪定						

和歌山県住宅供給公社

	名 称	材 種 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	樹木剪定	幹周30cm未満	57	本			
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	27	本			
	樹木剪定	幹周60～90cm未満	6	本			
	樹木剪定	幹周90～120cm未満	1	本			
	除草						
	除草（給水施設敷地）	積込、積卸含む	13	m ²			
9	三葛団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30cm未満	9	本			
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	45	本			
	樹木剪定	幹周90～120cm未満	5	本			
	寄植え剪定		153	m ²			
	除草						
	除草（給水施設敷地）	積込、積卸含む	105	m ²			
10	ニューかわなが団地						
	樹木剪定						

和歌山県住宅供給公社

	名 称	材 種 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	樹木剪定	幹周30cm未満	23	本			
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	77	本			
	樹木剪定	幹周60～90cm未満	14	本			
	除草						
	除草	積込、積卸含む	67	m ²			
11	千旦団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30cm未満	2	本			
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	23	本			
	樹木剪定	幹周60～90cm未満	5	本			
	除草						
	除草（給水施設敷地）	積込、積卸含む	240	m ²			
12	千旦第二団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	15	本			
	樹木剪定	幹周60～90cm未満	16	本			

和歌山県住宅供給公社

	名 称	材 種 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	樹木剪定	幹周90～120cm未満	1	本			
	寄植え剪定		120	m ²			
	除草						
	除草（給水施設敷地）	積込、積卸含む	126	m ²			
	除草（浄化槽施設敷地）	積込、積卸含む	234	m ²			
13	長山団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30cm未満	12	本			
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	70	本			
	樹木剪定	幹周60～90cm未満	21	本			
	樹木剪定	幹周90～120cm未満	9	本			
	樹木伐採	幹周～15cm未満	4	本			
	除草						
	除草（給水施設敷地）	積込、積卸含む	151	m ²			
	除草（法面）	積込、積卸含む	3,536	m ²			
14	海南駅前団地						

和歌山県住宅供給公社

	名 称	材 種 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30cm未満	16	本			
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	7	本			
	樹木剪定	幹周60～90cm未満	3	本			
	寄植え剪定		41	m ²			
15	海南あつそ団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30cm未満	1	本			
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	8	本			
	除草						
	除草（給水施設敷地）	積込、積卸含む	242	m ²			
16	小畑団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	2	本			
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	8	本			
	樹木剪定	幹周90～120cm未満	1	本			

和歌山県住宅供給公社

	名 称	材 種 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	樹木伐採	幹周15～25cm未満	2	本			
	樹木伐採	幹周25～40cm未満	1	本			
	寄植え剪定		134	m ²			
	除草						
	除草（給水施設敷地）	積込、積卸含む	26	m ²			
	除草（集会所法面）	積込、積卸含む	30	m ²			
17	野上団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30cm未満	15	本			
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	11	本			
	樹木剪定	幹周60～90cm未満	1	本			
	寄植え剪定		24	m ²			
	除草						
	除草（浄化槽施設敷地）	積込、積卸含む	47	m ²			
18	湯浅団地						
	除草						

和歌山県住宅供給公社

	名 称	材 種 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	空地除草	積込、積卸含む	544	m ²			
	雑草除草	空家外壁のツル枝 除去	1	式			
19	和田団地						
	除草						
	空地除草	積込、積卸含む	278	m ²			
20	港団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30cm未満	2	本			
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	29	本			
	樹木剪定	幹周60～90cm未満	3	本			
	除草						
	除草（浄化槽施設敷地）	積込、積卸含む	106	m ²			
	除草（ポンプ施設敷地）	積込、積卸含む	10	m ²			
21	吉原団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周90～120cm未満	3	本			

和歌山県住宅供給公社

	名 称	材 種 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	樹木伐採	幹周15cm未満	15	本			
	寄植え剪定		616	m ²			
	除草						
	除草（ポンプ施設敷地）	積込、積卸含む	15	m ²			
22	野団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	12	本			
	樹木剪定	幹周60～90cm未満	1	本			
	樹木剪定	幹周90～120cm未満	5	本			
	樹木伐採	幹周15～25cm未満	1	本			
	除草						
	除草（ポンプ施設敷地）	積込、積卸含む	79	m ²			
23	みゆきつじ団地						
	樹木剪定						
	樹木剪定	幹周30～60cm未満	2	本			
	除草						

和歌山県住宅供給公社

	名 称	材 種 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	除草（法面）	積込、積卸含む	24	m ²			
24	剪定木等処分						
	和歌山市管内 発生材運搬費		15.2	m3			
	処分費	青岸エネルギーセンター	9,166	k g			
	那賀、海南海草管内 発生材運搬費		6.9	m3			
	処分費	紀の海クリーンセンター	4,151	k g			
	有田管内 発生材運搬費		2.5	m3			
	処分費	有田川町環境センター	1,550	k g			
	伊都管内 発生材運搬費		0.6	m3			
	処分費	橋本ごみ処理場エコライフ紀北	372	k g			

和歌山県住宅供給公社

特 記 工 事 仕 様 書

1. 準備について

- (1) 現場代理人届、作業工程表を作成し、公社と打合せの上、当該団地自治会、協力入居者に連絡すること。
- (2) 入居者への通知
作業開始 1 週間前までに公社担当者と打合せの上、当該団地掲示板に実施日時、目的及び内容の掲示を行うこと。
- (3) 作業員の服装
作業に従事する者は、受注者の正規の服装とし、胸に社名と名札を付けること。

2. 工事内容について

- (1) 団地内の樹木の剪定及び剪定枝の撤去処分
- (2) 団地内の除草及び草の撤去処分
- (3) 剪定樹木周辺及び除草範囲の空き缶等廃棄物の撤去処分
- (4) その他公社担当者が特に指示した工事

3. 施工について

- (1) 除草は地上高 3cm 程度で仕上げること。
- (2) 区域毎の除草完了で公社担当者に連絡すること。
- (3) サクラの剪定の場合は、枝張りを整えた後、切り口を必ず防腐処理すること。
- (4) 剪定は特記なき限り樹高 3 m 程度（枝を含む）に剪定し、枝張りを整えること。
- (5) 伐採木は切り口の後処理をすること。
- (6) 敷地境界周辺、建物周辺、防犯灯、電線周辺及び道路（通路を含む）の樹木は十分に切り込むこと。（周辺への障害等が発生しないようにすること）
- (7) 作業後、空き缶等が落ちていた場合は収集、処分すること。
- (8) 工事写真は施工前、施工中、施工後を撮影すること。
- (9) 工事に使用する器具等は、受注者が十分注意の上、保管し放置しないこと。
- (10) 剪定枝等（剪定枝及び草）は速やかに収集し、放置しないこと。
- (11) 剪定枝等を仮置き（30分程度）する場合は、風等により周辺に飛散しないようシート等を掛けるなど十分注意を払うこと。
- (12) 剪定枝等は適切な方法により場外処分すること。（和歌山市青岸エネルギーセンター等処分場）
なお、処分費については最終精算を行う。（処分場の受入伝票等提出すること）
- (13) 高所作業車使用時は入居者の歩行等に十分注意し、安全管理の徹底を図ること。
- (14) 作業時、団地内構造物及び施設に損傷を与えた場合は、受注者の責により原形に復旧すること。
- (15) 駐車場周辺においては、自動車等に損傷を与えないようにシート等により養生を行うこと。

- (16) 除草部分は、屋外防犯灯や外周フェンスに絡んだツル草も含め除草すること。
- (17) その他内容については公社担当者と十分打合せの上、施工すること。

4. 安全対策について

- (1) 作業中は必ずヘルメットを着用すること。
- (2) 作業中は、剪定枝等が飛散しないよう十分注意すること。
- (3) 作業員の安全に注意すること。
- (4) 必要に応じ、バリケード等により安全対策を行うこと。
- (5) 入居者（特に子供、高齢者等）の通行には十分注意を払い、通行中は作業を中止、又は同行する等の配慮を行うこと

5. 入居者への対応について

- (1) 作業の実施にあたり、入居者の生活に支障を及ぼさないよう十分注意すること。
万一、入居者と紛争が生じた場合は、受注者の責によりこれを解決し、公社担当者に報告すること。
- (2) 作業中は歩行者等の妨げにならないように十分注意すること。
- (3) 子供の通学時、または公園周辺での作業にあつては安全に十分注意すること。
- (4) 駐車場施設周辺で作業する場合は駐車中の自動車等に十分注意すること。
万一、自動車等に損傷を与えた場合は、受注者の責によりこれを解決すること。
- (5) 入居者から説明を求められた場合等の対応は、親切丁寧な態度で接すること。

6. 工事完了報告について

- (1) 完成通知書、実施工程表を作成の上、提出すること。
- (2) 工事写真
入居者への工事通知文書（階段掲示板に掲示した写真）
工事施工前、施工中、施工後の写真
（原則として同じ場所で撮影する。撮影場所が判別できるものとする。）
処分物の積込、および処分先の荷卸写真
- (3) 処分についての書類
処分業者との契約書及び処分場の許可証（写し）
運搬業者との契約書及び運搬業者と運搬車両の許可証（写し）
但し、和歌山市青岸エネルギーセンター等市町村の施設で処分する場合、上記 2
項目は提出不要
処分場の受入伝票（写し）
- (4) 完成図等
完成図 A3 二つ折り：2 部

7. その他事項

上記に記載のない事項については、質疑書等の提出を行い公社担当者と協議を行う。

特記仕様書

工事仕様

1.適用図書等の優先順位

工事の施工するに当たっては、質問回答書、現場説明書、特記仕様書、図面、標準仕様書の順に従って行うこととする。

2.図面及び特記仕様に記載されていない事項はすべて和歌山県土木工事共通仕様書による。

3.特記仕様

(1)特記事項は

○印のついたものを適用する。

○印のない場合は※印のあるものを適用する。

・と※の両方に○がついている場合は共に適用する。

印で抹消した部分については適用しない。

項目

特記事項

①.一般事項

①官公署、その他への手続き

〔標,改1.1.3〕

②工事保険等の加入

③工事実績情報の登録

〔標,改1.1.4〕

④施工体制台帳及び施工体系図

〔標,改1.1.5〕

⑤施工計画書

〔標,改1.2.2〕

6電気保安技術者

〔標,改1.3.3〕

⑦下請負人を定める場合

⑧主任技術者・監理技術者の設置

⑨現場における責任者の明確化について

工事施工上必要な諸願(各設備廃止届も含む)、手続きは速やかに行い、作業に支障を来さないこと。(その費用は全て請負者の負担とする。)

⊗要(期間)

⊙完成工期まで

・完成工期+1ヵ月まで)

・不要

CORINS・登録する(財団法人日本建設情報総合センターの発行する「工事実績データ受領書」の写しを監督員に提出すること)

・登録を要しない

建設業法によること

⊗提出する(現場組織表 様式1、2

・施工要領書共記載する)

・不要

・要

・不要

建設業法によること

建設業法によること

現場代理人、主任(監理)技術者においては、現場での責任者の明確化を図るため、腕章を着用すること。(和歌山県土木請負必携(2葉の2)10-13参照)

現場代理人、主任(監理)技術者用腕章図

85

2

36.5

36.5

36.5

現場代理人

建設

360

黒色

黄色

85

2

36.5

36.5

36.5

主任(監理)技術者

建設

360

黒色

黄色

項目

特記事項

⑩工事の記録

〔標,改1.2.4〕

⑪発生材の処理

〔標,改1.3.8〕

⑫安全維持管理

⑬現況調査

⑭完成図等

〔標1.7〕[改1.8]

⑮過積載による違法運行の防止

⑯県内調達に関する事項

17躯体貫通部共通事項

下記のものを監督員にアルバム等に整理のうえ提出のこと。
撮影方法等は建設大臣官庁庁営繕部監修「工事写真の撮り方 改定第2版 建築編」による。

区分	分類 企画	撮影枚数	部数
着工前	カラーサービス版	監督員の指示による	2
工事中	同上	同上	2
行程	同上	同上	2
廃材荷載時運搬車両	同上	同上	2
廃材区分	同上	同上	2
完了	同上	同上	2

建設リサイクル法

⊗適用する

・適用しない

・引渡し要()

・引渡し不要

特別管理産業廃棄物 品名及び処理方法

・有()

⊙無

上記以外については関係法令に基づき適正に処分を行うこと。

有価発生材は特記なき限り、撤去工事費から、有価発生材の見積価格を控除する方法によって請負業者が引き取ること。

工事着手にあたり、監督員と事前に打合せを行い安全管理及び公害(騒音、振動、塵埃等)対策を十分検討すること。また、第三者からの苦情の申し出等があった場合は、延滞なくその内容について監督員に報告し、その指示に従うこと。

工事着工前に周辺建物、道路・工作物及び地下埋設物等の事前調査を行い、各地中埋設物の管理者と協議のうえ、指導に基づき必要な諸手続きを延滞なく行うとともに、安全管理には万全の処置を講じて施工すること。また、既存樹木については、監督員と協議のうえ、その指示に従い保護につとめること。

万一破損が生じた場合は早急に対処し、処理にあたること。

完成図:

⊗要

・不要

A3版二つ折り白焼き製本:2部

材料一覧表(使用材料の製品名・品番等を全て記入すること)

保全に関する資料:

⊗要(2部)

・不要

積載重量制限を越えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと等「和歌山県土木工事共通仕様書」第1編第1章第44について遵守すること。

1.請負者は、下請け金額及び下請次數に関わらず、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内に本社、本店を有する建設業者とするよう努めなければならない。

2.請負者は、工事資材調達に際し、県産品建設資材及び県内調達資材の優先使用に努めなければならない。

なお、県産品建設資材とは以下のいずれかに該当するものをいう。

(1)県内に主たる事務所を置き製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品。

(2)県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材または製品。

(3)紀州材認証システムにより認定された「紀州材」。

(4)県内で生産された素材が大部分を占める建設資材または製品。

県内調達資材とは以下に該当するものをいう。

県産品建設資材で調達できない、もしくは仕様書中の「単価表」「仕様材料一覧表」等(以下「単価表等」)に『県産品建設資材』または『県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」』と記載の無いものであって、県内に本社、本店のある代理店等から調達したもの。

3.請負者は、以下に該当する場合は、理由を明記した調達調書を提出しなければならない。

(1)県内に本社、本店を有しない建設業者と下請契約を締結(2次下請以降も全て)

(2)設計図書に明記された工事材料に県産品建設資材及び県内調達資材以外を使用。

(設計図書に明記されていない資材については除く)

4.本工事に用いる資材について、仕様書中の「単価表」「使用資材一覧表」等(以下「単価表等」)に『県産品建設資材』又は『県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」』と記載のあるものについては、同製品の中から選定して使用するものとする。ただし、該当する認定製品が1社のみとなる場合及び入手困難等、請負者の責によらない真にやむを得ない場合は監督員と協議の上、他の同等の製品に設計変更することができる。

また、「仕様書等」に記載のない資材についても、「県産品建設資材」及び県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」の使用に努めること。(なお、この場合は工事評定の際に加算評価されます。)

注1)躯体貫通部はダイヤモンドカッターによるものとする。(貫通位置は、3D以上あけること)

注2)躯体貫通時にはレーダー探査を行い、鉄筋を切断することのないように施工すること。

工事名称

図面名称

縮尺

図面番号

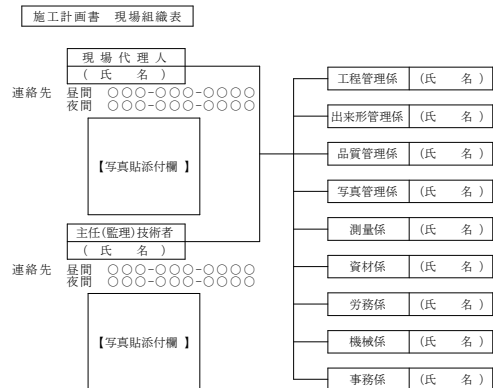
年月日

工事特記仕様書 1

none

項 目		特 記 事 項	
2. 仮設工事			
1 仮囲い、仮設間仕切りの範囲		※別図仮設計画図による	・現場説明による
2 足場その他	[改2.2.1]	内部足場 種別 ※きやつ、足場板等	・単管本足場 ・枠組足場
	[改2.2.1]	外部足場 種別 ※A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・安全手摺 当該工事に用いる枠組足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省・平成15年4月)」を適用し、「手すり先行工法による足場設置基準」に基づく方式(下記のいずれかの方式)とする。 ※手すり先行工法の種類 ア) 手すり先送り方式 イ) 手すり据置き方式 ウ) 手すり先行専用足場方式 (注) 改善措置機材による場合も含め、手すり先行以外に、少なくとも二段手すりと幅木の機能を有するものとし、「働きやすい安心感のある足場の基準」を満たしたものとすること。 ・足場養生 ・養生シート	
3 養生	[改2.3.1]	既存部分の養生 内部改修を行わない室の部分については床合板養生t=9.0のうへビニールシート敷とする。	
4 仮設建物		・便所(大・小) 設置場所は監督員指示による。	
3. 土工事			
1 掘 削		既存埋設等の盛り替え又は周辺部の掘削において、施設管理者と協議のうえ、危険が伴うと判断した時は、関係回路の電源を遮断、元栓を閉め工事を行うこと。 請負にかかる主任技術者は必ず立会い指導を行うこと。なお、当該施工について資格を要する場合は、有資格者による施工又は立会い指導を行うこと。 また、時間帯及び日程の協議を行い、施工時は必ず施設管理者の立会いを受けること。	
2 埋 戻 し 土		・ 山砂の類 ・ 根切り土の中の良質土 ・ 他現場の建設発生土の中の良質土	
3 残 土 処 分		・ 構内敷ならし ・ 構内指定場所の堆積 ・ 構外搬出 「建設発生土の処分指定に関する要綱」に基づく指定処分場	

様式 1

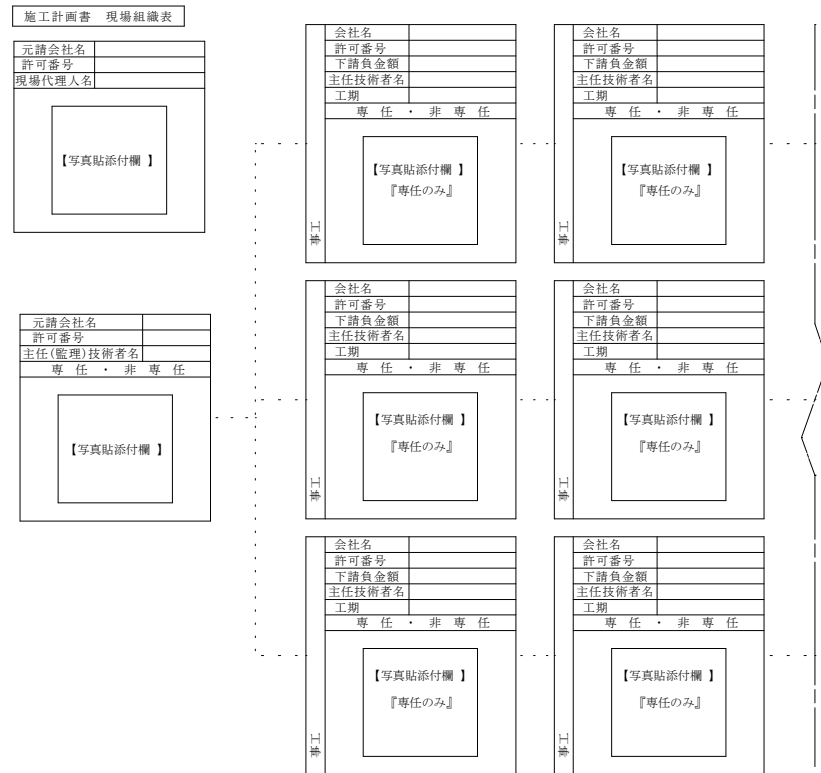


現場組織表は、工事の規模、内容により必要な担当者を定め、施工に関する責任の範囲が明らかになるように作成し、監督員に提出しなければならない。

【 注意事項 】

1. 添付する写真は、縦3cm、横2.5cm程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。
2. カラーコピー、もしくはデジタルカメラ写真を印刷したものでもよい。
3. 下請負契約がある場合、写真は様式2に添付するものとし、該当様式1では、省略できるものとする。

様式 2



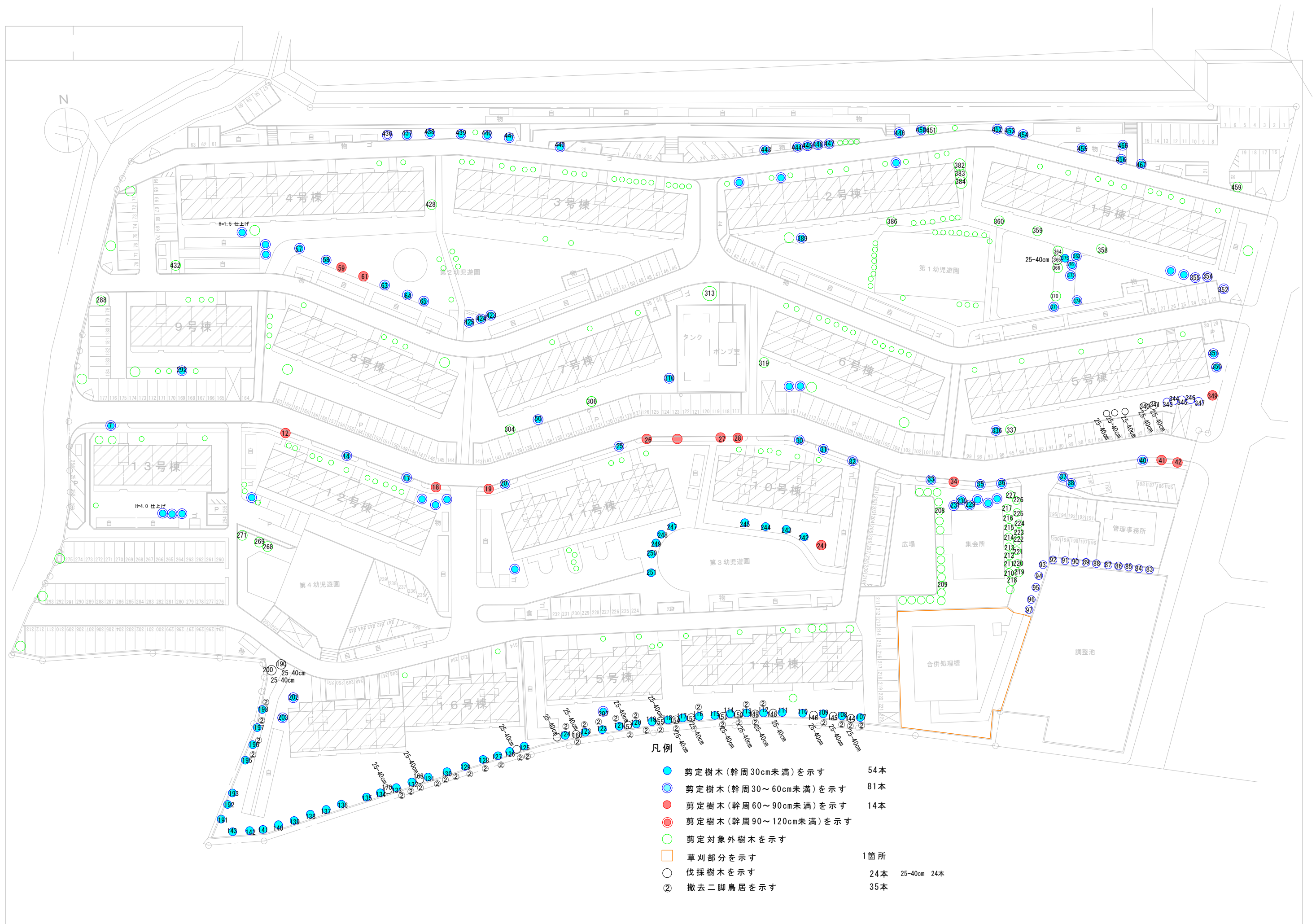
下請契約がある場合においては、各下請人の施工分担関係を明確にするとともに、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担を把握できるように作成し監督員に提出しなければならない。

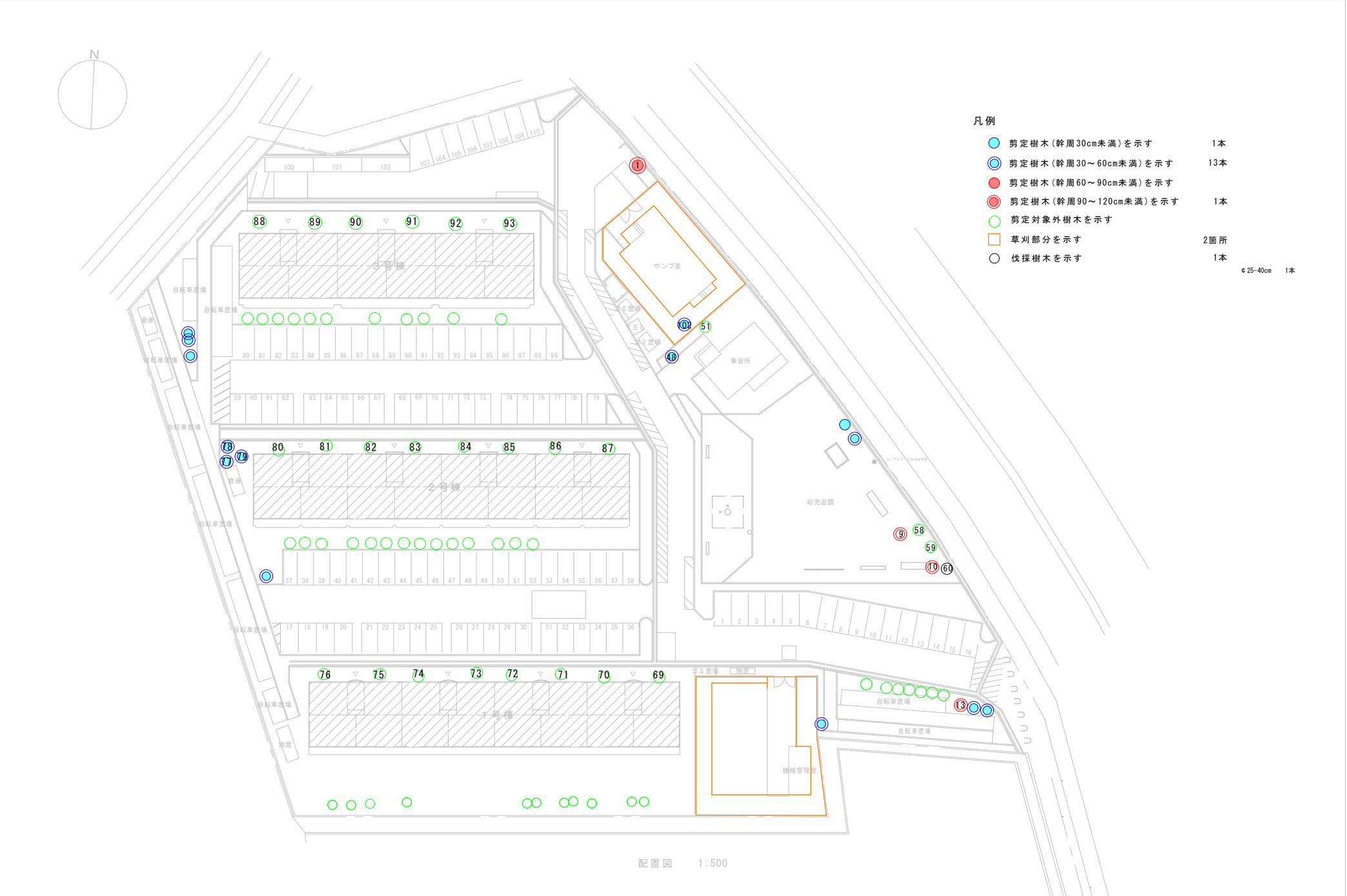
添付書類として下請契約書(写) (1次、2次下請以降もすべて)を添付のこと。

【 注意事項 】

1. 全ての下請負契約書(写)を添付の事。
2. 下請負者の主任技術者の写真は専任の場合のみ添付の事。
3. 添付する写真は、縦 3cm 横 2.5cm 程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。
4. カラーコピー、もしくはデジタルカメラ写真を印刷したものでもよい。
5. A3版で作成したものでよい。

			工事名称	図面名称 工事特記仕様書 2	縮尺 none	図面番号	年月日
--	--	--	------	-------------------	------------	------	-----



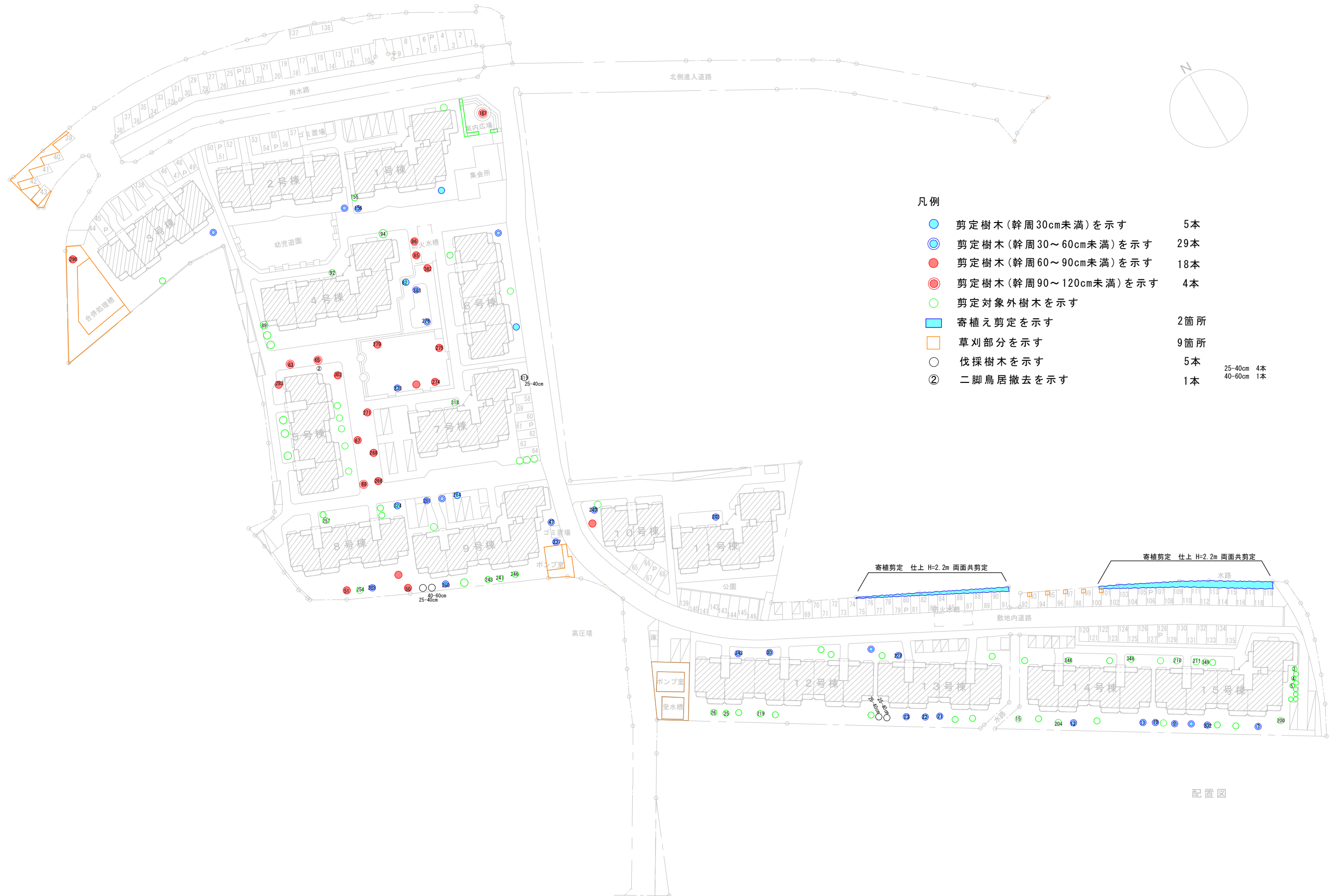


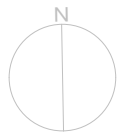
1 2 5	東松江	団地
-------	-----	----

团地









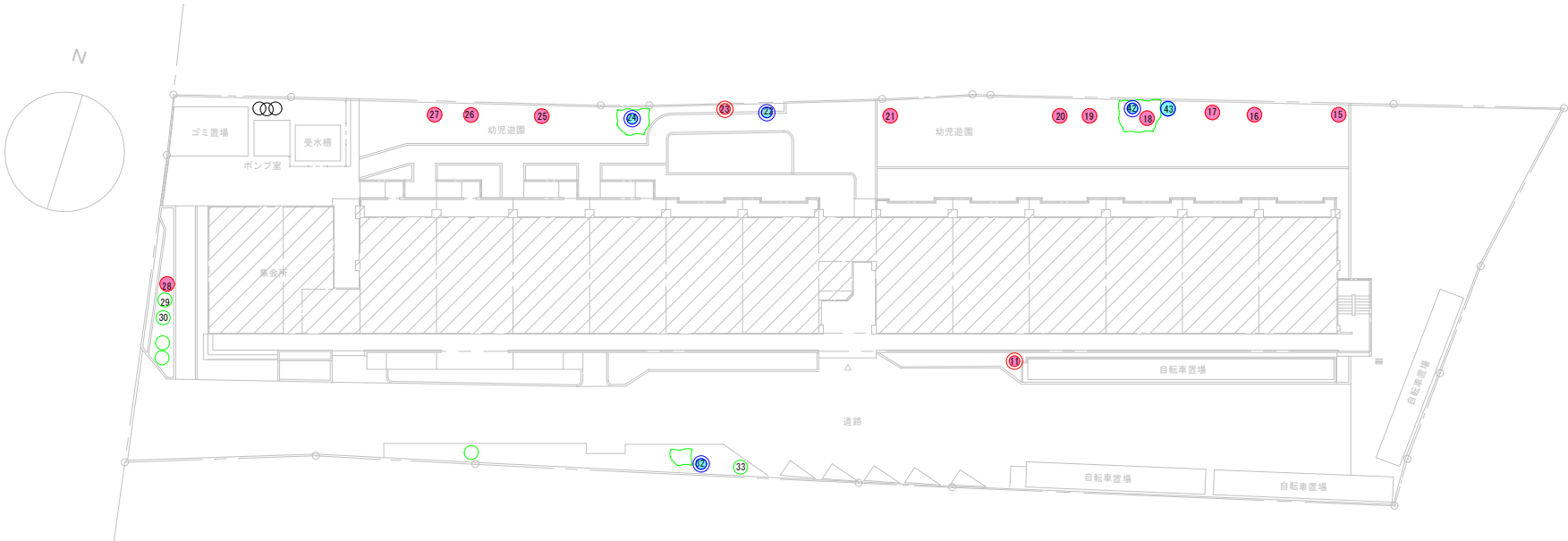
凡例

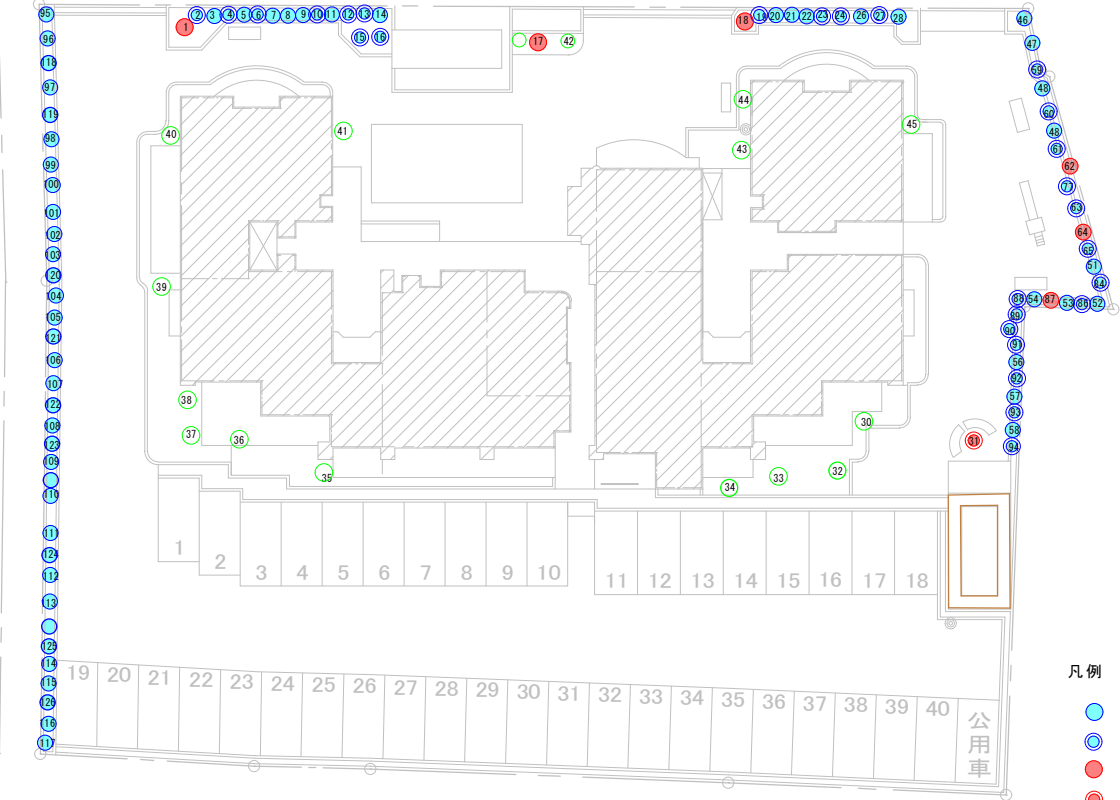
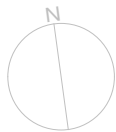
- 剪定樹木(幹周30cm未満)を示す 2本
- 剪定樹木(幹周30～60cm未満)を示す 5本
- 剪定樹木(幹周60～90cm未満)を示す 2本
- 剪定樹木(幹周90～120cm未満)を示す 1本
- 剪定対象外樹木を示す
- 寄植え剪定を示す
- 草刈部分を示す
- 伐採樹木を示す
- ② 撤去鳥居を示す



凡 例

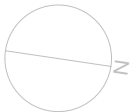
- 剪定樹木(幹周30cm未満)を示す 1本
- 剪定樹木(幹周30～60cm未満)を示す 4本
- 剪定樹木(幹周60～90cm未満)を示す 11本
- 剪定樹木(幹周90～120cm未満)を示す 2本
- 剪定対象外樹木
- 草刈部分を示す
- 伐採樹木を示す 3本 -15cm 3本



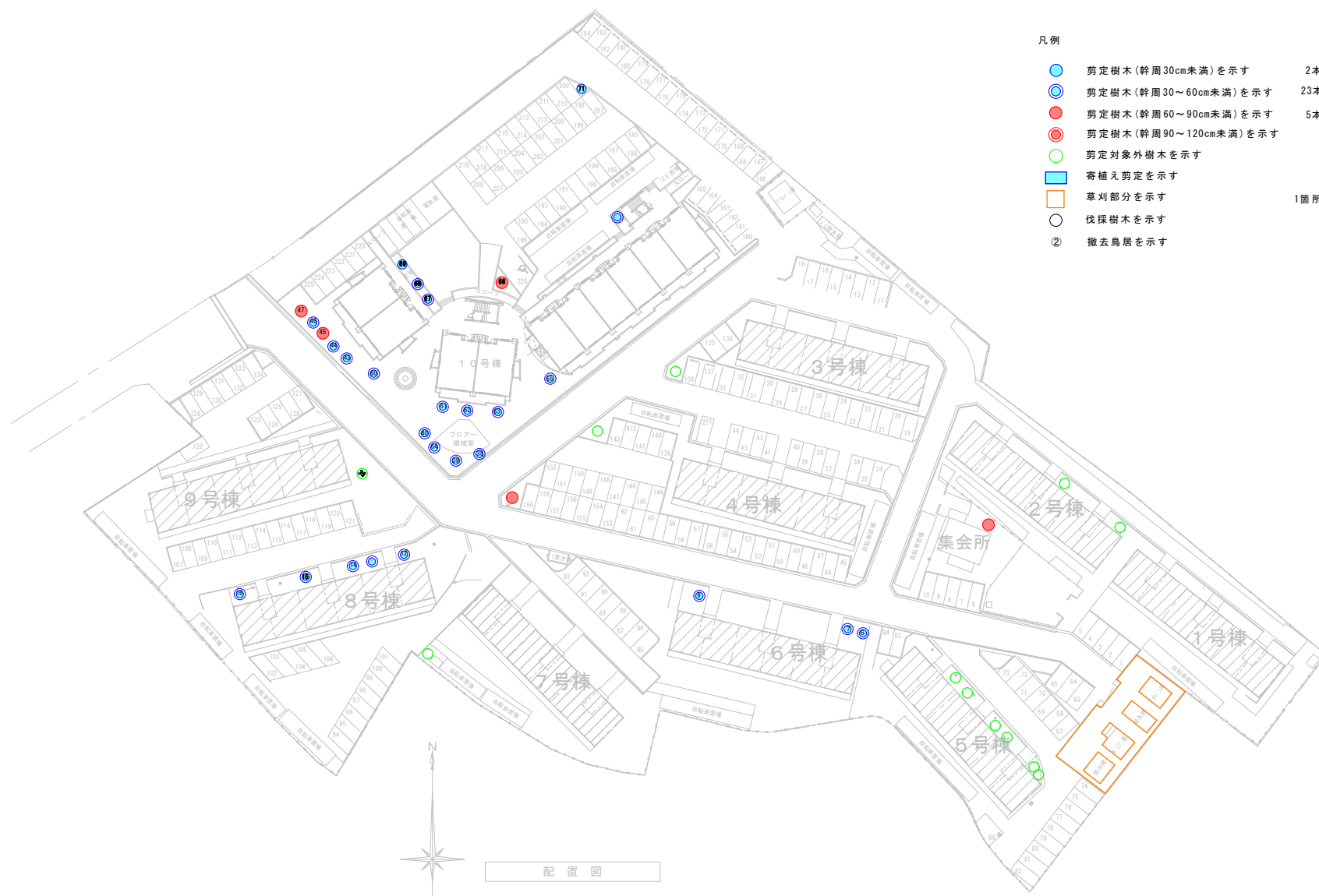


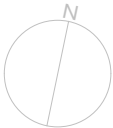
- 凡例
- | | | |
|---|-----------------------|-----|
| ● | 剪定樹木(幹周30cm未満)を示す | 57本 |
| ◎ | 剪定樹木(幹周30～60cm未満)を示す | 27本 |
| ● | 剪定樹木(幹周60～90cm未満)を示す | 6本 |
| ● | 剪定樹木(幹周90～120cm未満)を示す | 1本 |
| ○ | 剪定対象外樹木を示す | |
| ■ | 寄植え剪定を示す | |
| □ | 草刈部分を示す | 1箇所 |
| ○ | 伐採樹木を示す | |

※ 境界部は境界から控えて仕上げる。



- 凡例
- 剪定樹木(幹周30cm未満)を示す 9本
 - 剪定樹木(幹周30～60cm未満)を示す 45本
 - 剪定樹木(幹周60～90cm未満)を示す
 - 剪定樹木(幹周90～120cm未満)を示す 5本
 - 剪定対象外樹木を示す
 - 寄植え剪定を示す 2箇所
 - 草刈部分を示す 1箇所
 - 伐採樹木を示す



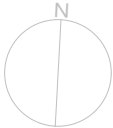


- 凡例
- 剪定樹木(幹周30cm未満)を示す 15本
 - 剪定樹木(幹周30～60cm未満)を示す 16本
 - 剪定樹木(幹周60～90cm未満)を示す 16本
 - 剪定樹木(幹周90～120cm未満)を示す 1本
 - 剪定対象外樹木を示す
 - 寄植え剪定を示す 1箇所
 - 草刈部分を示す 2箇所
 - 伐採樹木を示す

団地カルテ

151 ニューかわなが団地

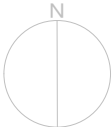
1号棟



凡例

- 剪定樹木(幹周30cm未満)を示す 1本
- ◎ 剪定樹木(幹周30～60cm未満)を示す 28本
- 剪定樹木(幹周60～90cm未満)を示す 6本
- ◎ 剪定樹木(幹周90～120cm未満)を示す
- 剪定対象外樹木を示す
- 草刈部分を示す
- 伐採樹木を示す

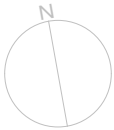
配置図 1:300



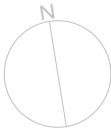
凡例

- 剪定樹木 (幹周30cm未満) を示す 5本
- 剪定樹木 (幹周30～60cm未満) を示す 26本
- 剪定樹木 (幹周60～90cm未満) を示す 1本
- 剪定樹木 (幹周90～120cm未満) を示す
- 剪定対象外樹木を示す
- 草刈部分を示す
- 伐採樹木を示す

配置図 1:400



- 凡例
- 剪定樹木(幹周30cm未満)を示す 1本
 - 剪定樹木(幹周30～60cm未満)を示す 1本
 - 剪定樹木(幹周60～90cm未満)を示す 1本
 - 剪定樹木(幹周90～120cm未満)を示す 1本
 - 剪定対象外樹木を示す
 - 草刈部分を示す
 - 伐採樹木を示す



- 凡例
- 剪定樹木(幹周30cm未満)を示す 13本
 - 剪定樹木(幹周30～60cm未満)を示す 12本
 - 剪定樹木(幹周60～90cm未満)を示す 5本
 - 剪定樹木(幹周90～120cm未満)を示す
 - 剪定対象外樹木を示す
 - 草刈部分を示す
 - 伐採樹木を示す

団地カルテ

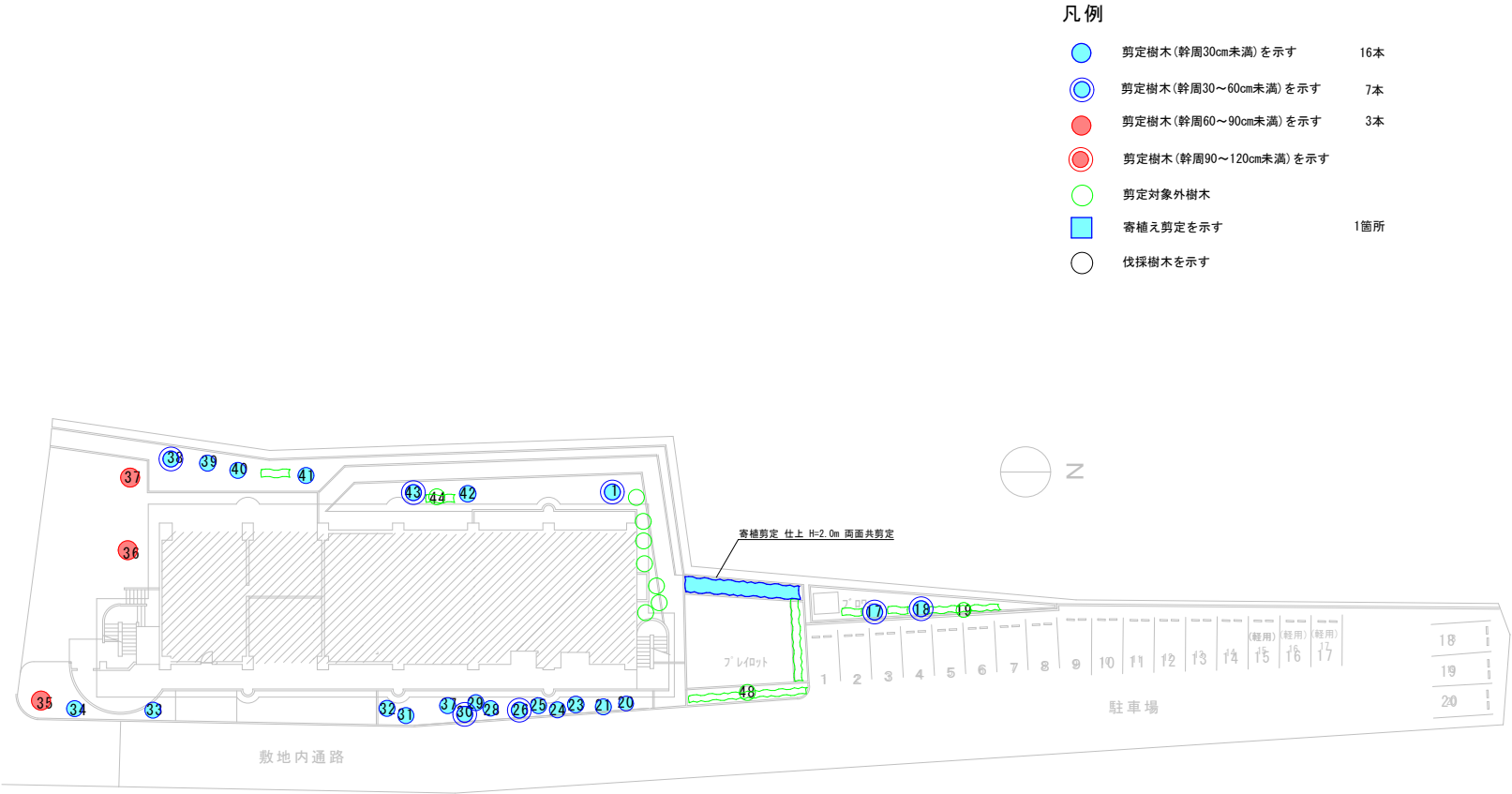
1 5 1 ニューかわなが団地

5号棟



配置図 1:500

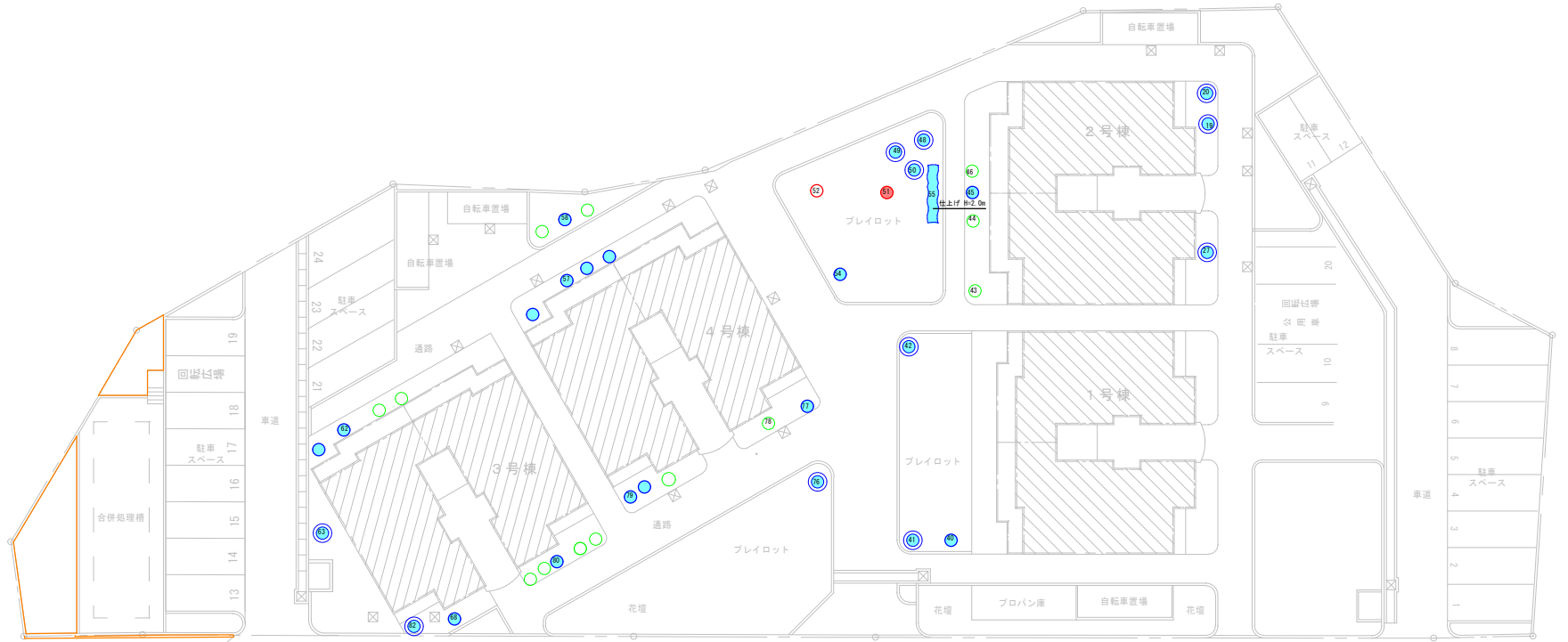
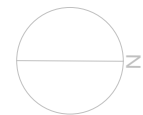
- 凡例
- 剪定樹木(幹周30cm未満)を示す 4本
 - 剪定樹木(幹周30～60cm未満)を示す 10本
 - 剪定樹木(幹周60～90cm未満)を示す 1本
 - 剪定樹木(幹周90～120cm未満)を示す
 - 剪定対象外樹木を示す
 - 草刈り部分を示す 3箇所
 - 伐採樹木を示す





- 凡例
- 剪定樹木(幹周30cm未満)を示す 1本
 - 剪定樹木(幹周30～60cm未満)を示す 8本
 - 剪定樹木(幹周60～90cm未満)を示す
 - 剪定樹木(幹周90～120cm未満)を示す ○
 - 剪定対象外樹木を示す
 - 草刈部分を示す 2箇所
 - 伐採樹木を示す





前面道路（町道）

凡例

- 剪定樹木（幹周30cm未満）を示す 15本
- 剪定樹木（幹周30～60cm未満）を示す 11本
- 剪定樹木（幹周60～90cm未満）を示す 1本
- 剪定樹木（幹周90～120cm未満）を示す
- 剪定対象外樹木
- 寄植え剪定を示す 1箇所
- 草刈部分を示す 2箇所
- 伐採樹木を示す
- ② 二脚鳥居撤去を示す

野上団地 配置図 1:300



凡例

- | | | |
|---|-----------------------|-----|
| ● | 剪定樹木(幹周30cm未満)を示す | 12本 |
| ○ | 剪定樹木(幹周30～60cm未満)を示す | 70本 |
| ● | 剪定樹木(幹周60～90cm未満)を示す | 21本 |
| ○ | 剪定樹木(幹周90～120cm未満)を示す | 9本 |
| ○ | 剪定対象外樹木を示す | |
| ■ | 寄植え剪定を示す | |
| □ | 草刈部分を示す | 9箇所 |
| □ | 雑木伐採部分を示す | |
| ○ | 伐採樹木を示す | 4本 |
| ② | 二脚鳥居撤去を示す | 6本 |

-15cm 4本



除草部分を示す：10箇所
※空家外壁のツル枝等除去共

N

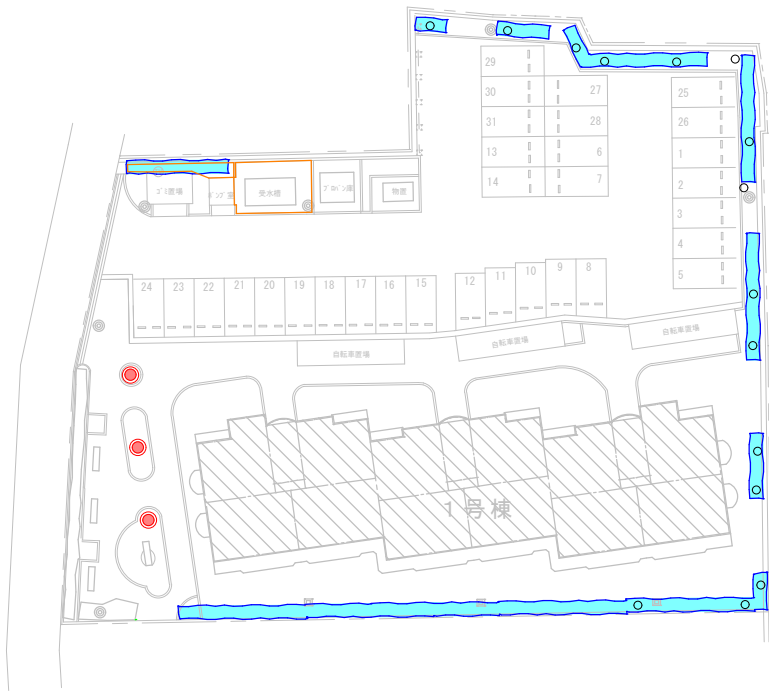


草刈り部分を示す 12箇所

凡例

- 剪定樹木 (幹周30cm未満) を示す
- 2本
- 剪定樹木 (幹周30～60cm未満) を示す
- 29本
- 剪定樹木 (幹周60～90cm未満) を示す
- 3本
- 剪定樹木 (幹周90～120cm未満) を示す
-
- 剪定対象外樹木を示す
-
- 寄植え剪定を示す
-
- 草刈部分を示す
- 2箇所
- 伐採樹木を示す
-

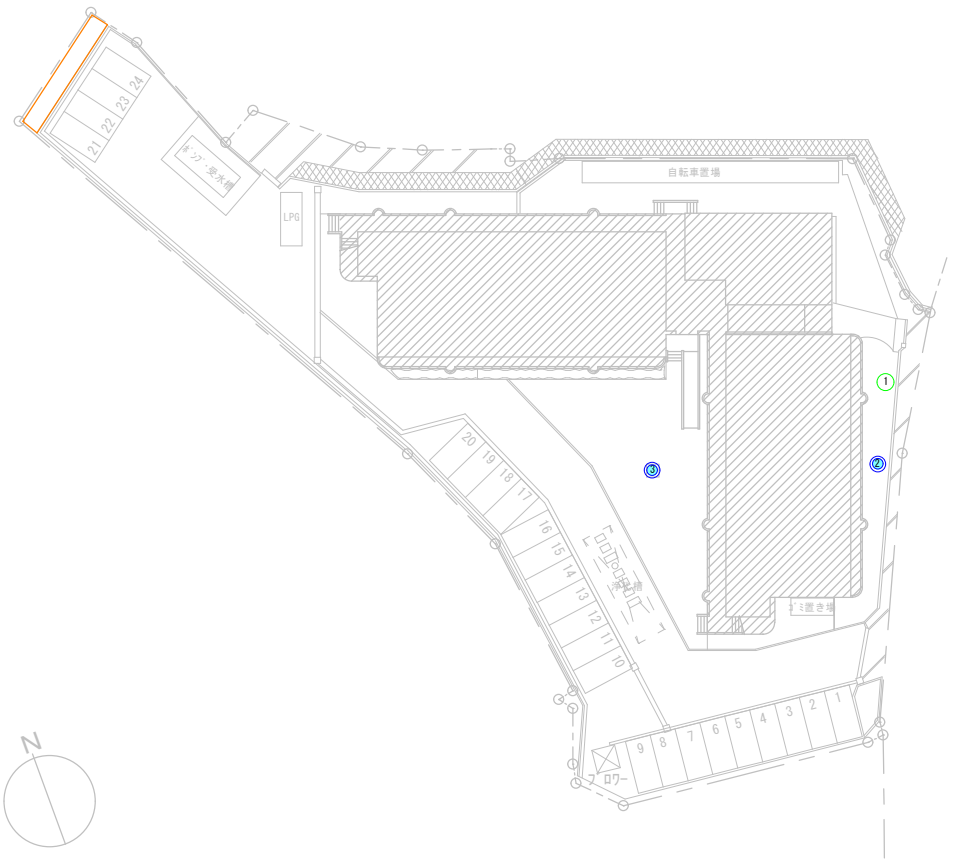




- 凡例
- 剪定樹木 (幹周30cm未満) を示す
 - ◎ 剪定樹木 (幹周30～60cm未満) を示す
 - 剪定樹木 (幹周60～90cm未満) を示す
 - ◎ 剪定樹木 (幹周90～120cm未満) を示す 3本
 - 剪定対象外樹木を示す
 - 寄植え剪定を示す (仕上げ H=2.5m) 8箇所
 - 草刈部分を示す 1箇所
 - 伐採樹木を示す 15本
- 15cm 15本

配置図 1:600





配置図

凡例

- 剪定樹木 (幹周30cm未満) を示す
- 剪定樹木 (幹周30～60cm未満) を示す 2本
- 剪定樹木 (幹周60～90cm未満) を示す
- 剪定樹木 (幹周90～120cm未満) を示す
- 剪定対象外樹木を示す
- 草刈部分を示す 1箇所
- 伐採樹木を示す

寄せ植え剪定

楠見団地

15号棟北	$L42.6 \times H2.2 \times 2 + H2.2 \times W0.7 \times 2 + L42.6 \times W0.7$	220.3
13号棟北	$L39.0 \times H2.2 \times 2 + H2.2 \times W0.7 \times 2 + L39.0 \times W0.7$	202.0
計		422.3

東松江団地

公園	$L13.0 \times H2.0 \times 2 + H2.0 \times W1.0 \times 2 + L13.0 \times W1.0$	69.0
----	--	------

三葛団地

公園	$L6.5 \times H2.0 \times 2 + H2.0 \times W1.0 \times 2 + L6.5 \times W1.0$	36.5
	$L=(4+3+16.5+3.5+2+16)/2=22.5$	
	$L22.5 \times H2.0 \times 2 + H2.0 \times W1.0 \times 2 + L22.5 \times W1.0$	116.5
計		153.0

千旦第二団地

公園	$L19.2 \times H2.5 \times 2 + H2.5 \times W1.0 \times 2 + L19.2 \times W1.0$	120.2
----	--	-------

野上団地

2号棟	$L4.0 \times H2.0 \times 2 + H2.0 \times W1.0 \times 2 + L4.0 \times W1.0$	24.0
-----	--	------

小畑団地

公園	$L14.0 \times H2.2 \times 2 + H2.2 \times W1.0 \times 2 + L14.0 \times W1.0$	80.0
東側	$L10.0 \times H2.0 \times 2 + H2.0 \times W1.0 \times 2 + L10.0 \times W1.0$	54.0
計		134.0

海南駅前団地

公園	$L7.4 \times H2.0 \times 2 + H2.0 \times W1.0 \times 2 + L7.4 \times W1.0$	41.0
----	--	------

吉原団地

1号棟	$L=8.0+2.0+3.0+12.0+9.0+9.0+5.0+48.0=96.0$	
	$L96.0 \times H2.5 \times 2 + H2.5 \times W1.0 \times 16 + L96.0 \times W1.0$	616.0

[illegible]